

環境への負荷を継続的に改善するため、三重県本庁舎と全ての県民局、そしてその周辺機関に、環境マネジメントシステムISO14001を導入して取り組んでいます。

(1) ISO14001適用範囲と環境方針

三重県庁では、循環を基調とし、人と自然が共にある環境の保全と創造に向けた継続的な改善に取り組むため、平成12年2月23日に本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得しました。

その後、平成13年3月30日には、その範囲を全ての地域機関（北勢県民局、津地方県民局、松阪地方県民局、南勢志摩県民局、伊賀県民局、紀北県民局及び紀南県民局）に拡大し、平成14年度には更新登録しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業（当初64事業）」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めていくこととしました。

平成17年度は、システム更新にあわせ、昨年末のISO14001規格の改訂(2004年版)も踏まえ、より効果的・効率的な運用とするため、見直し作業を進めています。



(2) 職員の環境教育

職員一人ひとりの環境意識を高め、効果的なISO14001の運用を図るために、全職員を対象とした環境研修に取り組んでいます。

組織内での研修

ISO14001を運用し、継続的に環境負荷低減を図っていくため、研修計画に基づき、本庁及び各県民局で研修を実施しました。



新規異動職員研修（本庁） 一般職員研修（本庁）

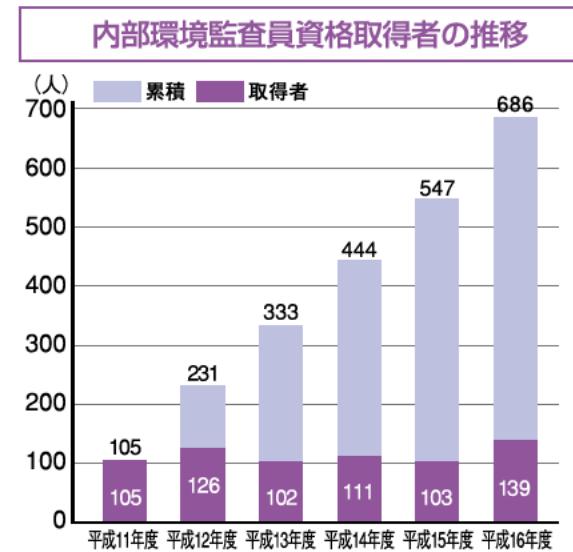
外部研修機関による研修

ISO14001を運用するためのキーパーソンとなる職員は、外部研修機関の研修を受講してスキルアップを図っています。

総括環境推進員と環境推進員は、内部環境監査員の資格取得研修を、また、事務局担当職員は、システム構築研修などさらに高度な研修を受講しています。

また、平成16年度は、新たな試みとして希望者を対象とした基礎研修や、ISO14001規格改訂説明会も実施しました。

なお、平成16年度には新たに139名の職員が内部環境監査員資格を取得し、平成11年度からの累積有資格者は、686名になりました。



(3) 環境に関する法規制等の遵守

環境に関する法規制を遵守するため、定期的な監視測定を行っています。

三重県庁の各庁舎には、ボイラーや冷温水発生機、浄化槽などの環境法令の適用を受ける設備があります。

これらの設備については、各々の法規準を遵守し、設備毎に監視測定の計画を立てたうえで定期的に排気、排水や騒音等の監視測定を行うといった運転管理をしています。

また、廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCBの流出がないかを定期的にチェックしています。

平成16年度は、本庁及び各県民局において、すべての項目について法規制等が遵守されていることが確認されました。



合併処理施設（浄化槽）の処理水が適正状態であるか測定しています。（本庁）

法規制を受ける主な設備及び適用法令

ボイラー、冷温水発生機	大気汚染防止法
浄化槽	水質汚濁防止法、浄化槽法
送風機	騒音規制法
ゴミ、廃PCB機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
オイルタンク	消防法

(4) 環境監査

内部環境監査及び外部審査では、環境管理のシステムが有効に機能していることが確認されました。

ISO14001では、各組織の作成した環境管理の計画が規格に合っているか、また、計画どおり実施されているかを点検し、必要に応じ是正することが要求されています。その点検には、組織内部で行う内部環境監査と第三者機関による外部審査があります。

平成16年度の実施結果は以下のとおりです。

内部環境監査

平成16年度の内部環境監査を、平成16年11月8日から12月3日までの間に、本庁及び全ての県民局で実施しました。

その結果、70件の指摘事項と、31件の推奨事項（良い点）、22件の提案事項（助言）がありました。

なお、平成17年1月6日までに指摘に対する是正を完了しました。

また、推奨事項については、その取組内容を他部局へ紹介し、その活動を広げていくようにしています。



部署監査
(国土整備部)

外部審査（定期維持審査）

平成17年1月19日から21日の3日間にわたって、財団法人日本規格協会（JSA）の3名の審査員により、本庁及び全ての県民局で定期維持審査が実施され、登録継続が承認されました。



登録証
登録証付属書